

## 独立行政法人北方領土問題対策協会の平成15年度の業務実績に関する項目別評価表（案）

中期計画の各項目	評価項目 (15年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載例)	自己評価 指標	分科会評価 項目	評価理由				
			A	B	C	D								
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置													
一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成19年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）に対して、13%削減する。 業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	中期計画の削減目標を達成するため、事務マニュアルの作成、文書の一バーレス化、会計システムの導入、入札制度の強化、民間委託の可能性等を検討し、実施することにより事務の効率化を推進する。 さらに、業務における経費の効率化を図るために、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクランブル等を励行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費（人件費を除く。）の削減</li> <li>・業務経費の効率化</li> <li>・その他の業務運営の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>											
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置													
(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらとの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。 これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度100回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを行う。	(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 (7) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等が実施する次の事業の支援を行う。 (i) 北方領土返還要求全国大会（開催日：2月7日「北方領土の日」開催場所：東京） (ii) 主に2月7日「北方領土の日」を中心に開催される県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動 (iv) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。 (v) 県民会議事業の今年度の総括、当面の課題、翌年度の計画等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○都道府県民会議代表者全国会議 ○16年度ブロック幹事県担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中の各種大会等に対する毎年度の支援水準（平成15年度上半期を含む。）</li> <li>・中期目標期間中の各種大会等への支援内容など</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">100回以上</td> <td style="text-align: center;">100回未満75回以上</td> <td style="text-align: center;">75回未満50回以上</td> <td style="text-align: center;">50回未満</td> </tr> </table>	100回以上	100回未満75回以上	75回未満50回以上	50回未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>						
100回以上	100回未満75回以上	75回未満50回以上	50回未満											

<p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。</p> <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。 その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p>	<p>(I) 根室地域の以下の施設に意見箱を設置する。 ○北方館（根室市） ○別海北方展望塔（別海町） ○羅臼国後展望塔（羅臼町）</p> <p>(2) 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 本年8月に根室市で開催した以下の事業の参加者から提出された報告書等を取りまとめ、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。 ○北方領土問題教育指導者研修会（開催日：8月5日 開催場所：根室市） ○北方領土問題青少年現地研修・交流会（開催日：8月5日 開催場所：根室市） ○北方領土ゼミナール（開催日：8月30日 開催場所：根室市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見箱の設置状況</li> </ul>	<p>実施済</p>	—	—	未実施							
(4) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。	<p>(I) 本年4月に開催された都道府県推進委員会会議において、北方領土問題教育者会議の設立に取り組む意志を表明した県民会議の担当者を集めた会議を開催し、各県の進捗状況、問題点、今後の見通しを報告・協議する。 [設立予定県] 秋田県、茨城県、長野県、富山県、静岡県、滋賀県、兵庫県、山口県、香川県、熊本県、沖縄県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北方領土問題教育者会議」設立の進捗状況と活動内容</li> <li>・会議における検討内容など</li> </ul>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>										
(3) インターネット等を活用した情報の提供 従来からの刊行物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。 また、北方領土問題に关心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページを整備する。 これにより、ホームページのアクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20%以上の増加となるようとする。	<p>(3) インターネット等を活用した情報の提供 (7) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るために、協会ホームページのコンテンツ及び返還運動の活動状況等を適宜最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを積極的に推進する。 (4) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に关心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会のホームページへの平成15年度下半期のアクセス件数（平成15年度上半期を100とする。）</li> <li>・協会のホームページ上のコンテンツの充実など</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">100 以上</td> <td style="text-align: center;">100 未満 75 以上</td> <td style="text-align: center;">75 未満 50 以上</td> <td style="text-align: center;">50 未満</td> </tr> </table>	100 以上	100 未満 75 以上	75 未満 50 以上	50 未満	—	—	—			
100 以上	100 未満 75 以上	75 未満 50 以上	50 未満										
(4) 北方四島との交流事業の実施 (7) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 北方四島交流の対象となる人々（元島民、返還運動関係者等）の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。 その際、事業参加者に対し	<p>(4) 北方四島との交流事業の実施 (7) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 本年度上半期に実施された北方四島交流訪問事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会の実施状況</li> <li>・総括結果を受けた検討内容など</li> </ul>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>										

<p>てアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p>						
<p>(1) 北方四島在住ロシア人の受入 北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。</p>	<p>(1) 北方四島在住ロシア人の受入 本年度上半期に実施された北方四島交流受入事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会の実施状況</li> <li>・総括結果を受けた検討内容など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>			
<p>(2) 専門家の派遣・受入 専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。</p>	<p>(2) 専門家の派遣・受入 本年度上半期に実施された日本語講師派遣事業参加者からの報告書を検討し、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討するとともに、日本語を習得させるために必要な統一的なテキストを作成するための検討会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会の実施状況</li> <li>・報告結果を受けた検討内容など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>			
<p>(3) その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、16年度事業の在り方等を協議する実施団体等による検討会を開催する。 【参考】 [上半期実績] ○元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問実績 　6回 374名 　*台風の影響により2回中止 ○北方四島在住ロシア人の受入実績 　3回 196名 ○専門家の派遣・受入 　教育専門家派遣 1回 61名 　日本語講師派遣 2回 8名 　*台風の影響により1回中止</p>	<p>(3) その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、16年度事業の在り方等を協議する実施団体等による検討会を開催する。 【参考】 [上半期実績] ○元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問実績 　6回 374名 　*台風の影響により2回中止 ○北方四島在住ロシア人の受入実績 　3回 196名 ○専門家の派遣・受入 　教育専門家派遣 1回 61名 　日本語講師派遣 2回 8名 　*台風の影響により1回中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会の実施状況</li> <li>・報告結果を受けた検討内容など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>			
<p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的、政策的研究、現状分析、返還要求運動の進め方等について、外交交渉当事者等を交え意見交換を行うなど調査研究を進める。 また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。 研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取りまとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年3回以上公表する。</p>	<p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究  ① 研究会の設置 　北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を設置する。  ② 拡大研究会の開催 　2月北方領土返還運動強調月間に併せて、返還要求運動の進め方を集中的に討議するため、研究会委員以外の専門家をえた拡大の研究会を開催するとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。  ③ 国際シンポジウムの開催 　外国人の研究者等を日本に招聘し、国際シンポジウムを大阪（外国人3名、日本人2名、コーディネーター1名によるパネルディスカッション）、東京（約20名の内外の学者によるパネルディスカッション）の2カ所で開催するとともに、その結果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究会及び国際シンポジウムの開催状況・内容</li> <li>・成果を国民世論の啓発に役立てるために実施した具体的方策など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>			

<p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援</p> <p>(7) 元島民等により構成される団体が行う街頭署名活動等の返還要求運動を支援する。</p>	<p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援</p> <p>(7) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体等が行う署名活動に対する支援を行う。</p> <p>(4) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割的重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、本年度上半期に開催した「北方地域元居住者研修・交流会」を総括し、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。</p> <p><b>【参考】</b> [上半期実績] ○4回 根室市（120名）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・署名活動への支援の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>					
<p>(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p>	<p>(5) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたい—思い出のわが故郷—北方領土』（自然編）を刊行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の刊行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施済</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>未実施</li> </ul>					
<p>② 元島民等による自由訪問</p> <p>北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行ふ。</p>	<p>② 元島民等による自由訪問</p> <p>元島民等により構成される団体に委託し、実施した自由訪問事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p> <p><b>【参考】</b> [上半期実績] 歯舞群島：秋勇留島、志発島（55名） 色丹島：斜古丹、チボイ、相見崎、キリトウシ（46名） 国後島：古金布、瀬石、近布内（53名） 抝捉島：紗那、リコップオマナイ、フシココタン（36名）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の提出</li> <li>・報告書の内容 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>					
<p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施</p> <p>元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>(7) 融資説明・相談会の充実強化</p> <p>道東を中心に全道、全国に居住する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。</p> <p><b>【開催場所】</b> 根室市、浜中町、網走市</p> <p><b>【参考】</b></p>	<p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施</p> <p>(7) 融資説明・相談会の充実強化</p> <p>融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。</p> <p><b>【開催場所】</b> 根室市、浜中町、網走市</p> <p><b>【参考】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元島民等への援護措置という趣旨を踏まえた貸付の実施</li> <li>・適切な債権管理</li> <li>・融資説明・相談会の実績</li> <li>・主な相談内容とそれに対する検討内容 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</li> </ul>					

	[上半期実績] 函館市、根室市、羅臼町、釧路市、 帯広市、黒部市、旭川市	(1) 関係金融機関との連携強化 融資制度に対する理解と協 力を得られるよう、関係金融 機関との連携を一層強化し、 制度利用の円滑化を図る。	(1) 関係金融機関との連携強化 上半期に開催された各担当者 会議での結果を踏まえ、貸付案 件ごとに、関係金融機関の担当 窓口との連絡調整を緊密にし、 制度利用の円滑化を図る。  【参考】 [上半期実績] 漁業協同組合担当者会議（4月 札幌） 関係機関実務担当者会議（4月 札幌）	・関係金融機関との連携強化の ための検討内容など  ・独立行政法人からの説明等を受け、 分科会委員の協議により判定する。				
(2) 生前承継の促進 平成8年に導入された融資 資格の生前承継制度について、 その内容、手続き等の周知徹 底を図り、その利用を促進す る。	(2) 生前承継の促進 生前承継制度について周知徹 底を図るため、協会の広報紙「札 幌だより」や元島民等により構 成される団体の会議の場を活用 し、本制度の利用を促す。	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画 別 紙	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画 別 紙	・生前承継の実績 ・生前承継の利用促進のために 行った措置など	・独立行政法人からの説明等を受け、 分科会委員の協議により判定する。			
4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生 じた場合、不測な事態が生じた場合 等に充てるため、短期借入金を借り 入れできることとし、その限度額を 年間5千万円とする。	4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生 じた場合、不測な事態が生じた場合等に 充てるため、短期借入金を借り入れで きることとし、その限度額を5千万円 とする。	4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生 じた場合、不測な事態が生じた場合等に 充てるため、短期借入金を借り入れで きることとし、その限度額を5千万円 とする。	4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生 じた場合、不測な事態が生じた場合等に 充てるため、短期借入金を借り入れで きることとし、その限度額を5千万円 とする。	・短期借入金の発生状況（使途 金額、時期において計画の範 囲内かどうか）など	・独立行政法人からの説明等を受け、 分科会委員の協議により判定する。			
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、 短期借入金を借り入れできることと し、その限度額を年間14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短 期借入金を借り入れできることとし、 その限度額を12億円とする。（上半期 借入額2億円）	5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、 長期借入金の借入先金融機関に対し、 基金資産10億円を担保に供するもの とする。	5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、 長期借入金の借入先金融機関に対し、 基金資産10億円を担保に供するもの とする。	・短期借入金の発生状況（使途 金額、時期において計画の範 囲内かどうか）など	・独立行政法人からの説明等を受け、 分科会委員の協議により判定する。			
6. 剰余金の使途 剰余金は、根室地域における啓發 施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅 臼国後展望塔」の充実、又はホームページ ページの拡充に係る経費に充てるも のとする。	6. 剰余金の使途 剰余金は、根室地域における啓發施 設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼 国後展望塔」の充実、又はホームページ ページの拡充に係る経費に充てるものとす る。	6. 剰余金の使途 剰余金は、根室地域における啓發施 設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼 国後展望塔」の充実、又はホームページ ページの拡充に係る経費に充てるものとす る。	6. 剰余金の使途 剰余金は、根室地域における啓發施 設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼 国後展望塔」の充実、又はホームページ ページの拡充に係る経費に充てるものとす る。	・剰余金の発生状況 ・剰余金の使途（計画の範囲内 か）など	・独立行政法人からの説明等を受け、 分科会委員の協議により判定する。			
7. その他主務省令で定める業務運営 に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. その他主務省令で定める業務運営 に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. その他主務省令で定める業務運営 に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. その他主務省令で定める業務運営 に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし	—	—			
(2) 人事に関する計画 ① 方針 (7) 事業の充実、多様化に備え、 柔軟で流動型（フラット）な 組織の構築 (イ) 協会の職員定員は、運営費	(2) 人事に関する計画 ① 事業の充実、多様化に備え、柔 軟で流動型（フラット）な組織を 構築するための検討を行う。  (2) 協会事業の効率的、効果的な業	(2) 人事に関する計画 ① 事業の充実、多様化に備え、柔 軟で流動型（フラット）な組織を 構築するための検討を行う。  (2) 協会事業の効率的、効果的な業	(2) 人事に関する計画 ① 事業の充実、多様化に備え、柔 軟で流動型（フラット）な組織を 構築するための検討を行う。  (2) 協会事業の効率的、効果的な業	・常勤職員数の状況 ・適正配置のためにとった具体 的な方策など	・独立行政法人からの説明等を受け、 分科会委員の協議により判定する。			

<p>交付金勘定分と補助金勘定分とから構成される特性を有することから、両勘定間の相互人事交流を行う必要がある。このため効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、人員を適正に配置する。</p> <p>② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。</p> <p>(参考 1) 1) 期首の常勤職員数 19 人 【一般業務勘定 7 人、貸付業務勘定 12 人】 2) 期末の常勤職員数 19 人 【一般業務勘定 7 人、貸付業務勘定 12 人】</p> <p>(参考 2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【一般業務勘定】 504 百万円 【貸付業務勘定】 462 百万円</p>	<p>務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験、習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

※ 項目別評価表の自己評価は、独立行政法人が自ら定めた年度計画をどの程度執行したかについて自ら評価したものであり、評価委員会が業務実績評価を行う際の重要な判断材料となるものである。  
評価委員会は、独立行政法人が行った定量的な指標に基づく自己評価については、自己評価に誤りがないか、指標に基き適切な自己評価をしているか等について調査・分析を行い、評価委員会として評価を行った。  
定性的な指標に基づく自己評価については、あくまで評価の際の参考とし、評価委員会において評価基準に基づき評価を行った。